

8回
令和8年第 総 会
8月

白井市農業委員会会議録

令和8年8月6日 開会

令和8年8月6日 閉会

白 井 市 農 業 委 員 会 会 議 録

令和8年8月6日午後4時00分に白井市農業委員会を白井市役所に招集した。

出席委員は次のとおり

会 長	中 村 教 雄
会長代理	齊 藤 和 博
1 番	五十嵐 玲 子
2 番	板 橋 則 雄
3 番	増 田 道 恵
5 番	岩 井 聡 明
6 番	中 嶋 智 彦
7 番	玉 井 一 也

農地利用最適化推進委員の出席は次のとおり

1. 鈴 木 竜 蔵
2. 石 井 修 一
3. 大 塚 公 裕
4. 押 田 勝 巳
5. 福 田 政 実
6. 小 野 和 彦
8. 秋 本 貴 之

傍聴者 0名

本日の議案は下記のとおり

議案第1号 農地法第5条の規定による転用許可申請について

報告・協議事項等

(1) 届出等事務局長専決決裁報告について

(2) その他

9月の事前審査会、総会の日程について

- ・申請受付締め切り 8月24日曜日
- ・事前審査会(案) 9月 1日火曜日
第2班 午前9時から 本庁舎2階 災害対策室2
- ・総 会(案) 9月 8日火曜日
午後4時00分から 本庁舎2階 災害対策室2・3

午後4時00分委員定数9名中8名出席したので議長が開会を宣言した。

中 村 会 長 皆さん、こんにちは。

新人の皆さんは、今日は初めての総会ということで、いろいろな意見等を発信していただきしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本日の出席委員は8名により、白井市農業委員会規則第6条の規定により、出席委員が過半数に達したため、これより令和8年8月定例総会を開始します。

次に、本日の議事録署名人を指名します。

議事録署名者は、3番増田道恵委員、5番岩井聡明委員を指名します。

説明及び記録を事務局でお願いいたします。

では、これより議事に入ります。

議案第1号 農地法第5条の規定による転用許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 長 事務局の鈴木です。

それでは、1ページを御覧ください。

議案第1号 農地法第5条の規定による転用許可申請について。

下記のとおり、農地法第5条の規定による許可申請がありましたので提出いたします。

令和8年8月6日提出。

白井市農業委員会会長、中村教雄。

1番、大字富士字栄の1筆です。

地目は畑、地積は283平方メートルです。

申請人は記載のとおりで、申請事由は使用貸借権による専用住宅となります。

次に、2番、大字神々廻字新駒の14筆です。

地目は田、地積は合計で4,399平方メートルです。

申請人は記載のとおりで、申請事由は一時転用の使用貸借権による農地造成となります。

次に、3番、大字神々廻字新駒の4筆です。

地目は田、地籍は合計で1018.05平方メートルです。

申請人は記載のとおりで、申請事由は一時転用の使用貸借権による農地造成となります。

続いて、2ページを御覧ください。

4番、大字神々廻字新駒の5筆です。

地目は田、地積は合計で2,595平方メートルです。

申請人は記載のとおりで、申請事由は一時転用の使用貸借権による農地造成となります。

次に、5番、大字富士字南園の1筆です。

地目は畑、地積は8,249平方メートルです。

申請人は記載のとおりで、申請事由は所有権移転による特定建築条件付売買予定地となります。

最後に、6番、大字富塚字越所の1筆の一部です。

地目は畑、地積は4,453平方メートルのうち、900平方メートルです。

申請人は記載のとおりで、申請事由は一時転用の賃借権設定による仮資材置場となります。

以上でございます。

審議のほどよろしく願いいたします。

中 村 会 長 次に、先般行われました事前審査会の班長より、審査内容の報告をお願いいたします。

増田道恵委員。

増田道恵委員 1班班長、増田です。

議案番号第1号、農地法第5条1番について調査報告を申し上げます。

事前審査資料1番を御覧ください。

当日の出席者は、代理人が出席されました。

まず、立地基準ですが、申請地は、市役所より南西へ約3.5キロメートル、
進入路は市道により確保されております。

農地区分としては、10ヘクタール未満の農地の一団のため、第2種農地と判断しまし

た。

転用目的ですが、専用住宅です。

次に、一般基準ですが、申請面積は283平方メートルであり、建築面積との関係においても面積妥当と思われます。

事業計画についてですが、自宅住宅を目的とする事業で、造成については整地のみで、隣地境界には重量ブロックを設ける計画です。

資金の確保につきましては、借入金にて賄う計画となっております。

汚水排水については、下水に接続し、雨水については敷地内処理を行います。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに本案件は何ら問題ないものと思われます。

以上で調査報告を終わります。

議案番号第1号、農地法第5条2番から4番について、関連がありますので、一括して調査報告を申し上げます。

事前審査資料3番を御覧ください。

当日の出席者は、権利者御本人、義務者の代理人が出席されました。

まず、立地基準ですが、申請地は、市役所より北東へ約1.6キロメートル、進入路は市道により確保されております。

農地区分としては、農振農用地です。

転用目的ですが、農地造成です。

次に、一般基準ですが、申請面積は合計で8012.05平方メートルであり、面積妥当と思われます。

事業計画についてですが、水はけが悪く、田として耕作ができないので、盛土を行いサツマイモを耕作する計画で、現状地盤より0.13メートルから2.91メートルかさ上げし、平均盛土高は1.52メートルとなります。

埋立方式は単純埋立方式にて行い、1メートルの覆土をする計画です。

資金の確保につきましては、自己資金にて賄う計画となっております。

汚水排水については、発生しません。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに本案件は何ら問題ないものと思われます。

以上で調査報告を終わります。

議案番号第1号、農地法第5条5番について調査報告を申し上げます。

事前審査資料2番を御覧ください。

当日の出席者は、代理人が出席されました。

まず、立地基準ですが、申請地は市役所より南西へ約3.7キロメートル、進入路は市道により確保されております。

農地区分としては、10ヘクタール未満の一団の農地であるため、第2種農地と判断しました。

転用目的ですが、建築条件付き売買予定地です。

次に、一般基準ですが、申請面積は8,249平方メートルであり、建築面積との関係においても面積妥当と思われます。

事業計画についてですが、分譲住宅42区画を目的とする事業で、通り抜けの開発道路を設置し、市へ帰属する予定です。

道路面以外の隣地境界外周には重量ブロックを設置します。

そのほか、公園1か所、ごみ置場を3か所設置する計画です。

資金の確保につきましては、自己資金にて賄う計画となっております。

污水排水については合併浄化槽にて処理し、雨水については浸透貯留槽にて新設道路側溝へ放流します。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに本案件は何ら問題ないものと思われます。

以上で調査報告を終わります。

議案番号第1号、農地法第5条6番について調査報告を申し上げます。

事前審査資料4番を御覧ください。

当日の出席者は、代理人が出席されました。

まず、立地基準ですが、申請地は、市役所より北西へ約3.5キロメートル、進入路は市道により確保されております。

農地区分としては、農振農用地です。

転用目的ですが、仮資材置場です。

次に、一般基準ですが、申請面積は4,453平方メートルのうち、900平方メートルであり、面積妥当と思われます。

事業計画についてですが、道路工事を行う際の仮資材置場として使用し、主に発生土、碎石を置く計画です。

資金の確保につきましては、自己資金にて賄う計画となっております。

污水排水については発生しません。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに本案件は何ら問題ないものと思われます。

以上で調査報告を終わります。

中 村 会 長 ただいま事前審査会の班長より審査内容の報告がございましたが、地区担当委員の方で補足説明がございましたら説明をお願いします。

1番について、農業委員の五十嵐玲子委員、お願いいたします。

五十嵐玲子委員 地区担当の五十嵐です。

補足説明をいたします。

義務者から見て、権利者は義理の甥であり、義務者は姉妹で、権利者は義理の息子と義理の甥であり、土地の貸借については、特に問題ないとのことでした。

また、畑についても、家庭菜園程度しか行っておらず、残された畑で十分とのことでした。

以上です。

中 村 会 長 2番から4番について、最適化推進委員の鈴木竜蔵委員、お願いいたします。

鈴木竜蔵委員 推進委員、神々廻地区担当の鈴木です。

補足説明としまして、地権者へ確認をしました。

盛土はありますが、特に問題なしとのことでした。

以上です。

中 村 会 長 5番について、農業委員の五十嵐玲子委員、お願いいたします。

五十嵐玲子委員 地区担当の五十嵐です。

補足説明をいたします。

義務者については、2年ほど前に体調を崩し、遠方へ引越しをされており、既に耕作していない状況とのことでした。

今回の売買についても、1年前に隣接地の転用を行ったときから決まっていたとのことで、特に問題ないと思われます。

以上です。

中 村 会 長 6番について、最適化推進委員の大塚公裕委員、お願いいたします。

大塚公裕委員 富塚担当の大塚です。

25日の日に、近所の方だったので、直接自宅のほうに行ってお話しさせていただきました。

事前審査の内容をお話ししまして、そのとおりだよと言っていたので、問題ないかと思います。

以上です。

中 村 会 長 事前審査会の報告及び地区担当委員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。

質疑のある方、挙手をお願いいたします。

押田勝巳委員 推進委員の押田と申します。

1号議案、1番なのですが、義理の子供という義理とは。

五十嵐玲子委員 太田さんと鈴木さんが姉妹で、どちらかの。義理の息子さんと義理の。

中 村 会 長 事務局。

事 務 局 総会資料で言うと、上の義務者の方から見て、娘さんがいらっしやいまして、その旦那さんが今回の権利者ということです。

押田勝巳委員 娘さんの旦那さんということは、結婚して一緒に住んでいるのを新しく建てるということ。

事務局 そうですね。名義的には旦那さんが建てるということで、今回、義理の息子が申請をしたということです。

押田勝巳委員 苗字が、みんな全部違うので。
分かりました。

中村会長 ほかにございませんか。

五十嵐玲子委員 農業委員の五十嵐です。

神々廻の2番と3番の案件なのですが、こちら道路の入り口が狭いようなのですけれども、どのように入られるのかなと。

1日10トントラックが40台、50台と書いてあるので、道路の進入路についてお伺いしたいのですけれども。

事務局 事務局です。

こちらに関しては、申請地の西側、川沿いのほうの農道から基本的に入るというふうには聞いているのですが、こちらが難しければ、東側の市道のほうから進入するというふうには聞いています。

進入に対して、10トントラックだと狭い道なので、進入に懸念があることもありますが、そういった場合は、5トントラック等、小さいトラックに変更して通るということを聞いております。

五十嵐玲子委員 農業委員の五十嵐です。

今の神々廻の件なのですが、近くに住宅が2軒あるのですけれども、そちらの方には、個人的には説明をしたのかなと思ひまして。

耕作者の方には説明をされているのですけれども、工事が入るので、こういった説明をされているのかなと。

事務局 隣接のお宅の方に関しては、農地法のほうから説明義務はないのですが、今回こういったお話等もあったので、申請者のほうには、そのように指導させていただくのと、恐らく法令絡みで説明はしていると思うのですけれども、再度、確認をさせていただきます。

五十嵐玲子委員 ありがとうございます。
以上です。

中村会長 ほかにございませんか。

押田勝巳委員 推進委員の押田です。

神々廻の盛土の件なのですが、2メートル、3メートル近くの盛土するのに、境界から1メートル離してから、勾配取って盛土するようになっていますよね。

これ今、図面見ますと、1メートル離して、そこから勾配つけて盛土する。

これ、1メートルとか2メートルとかって決まりはあるのですか。

事務局 セットバックに関してですか。

押田勝巳委員 そうですよ、資料見ると、3-33で図面を見ますと書いてあるのですけれども、断面図みたいな。

それから3-30、3-31、水路から1メートルずつ離すように書いていますよね。

中村会長 事務局。

事務局 法律上では、隣接地から、どれぐらい離しなさいという決まりはないです。

なので、基本的には、こちら事務局とかからお願いをして、隣地に影響がないようにということで、そのぐらいの1メートルから2メートル開けていただいているということです。

押田勝巳委員 分かりました。

私、ほかやったときに、2メートル離しているところもあるし、いろいろあったので。

事務局 ここに関しては、決まりがないので、この図面で隣接の所有者だったりとか、土地改良とかのほうで同意とか意見を頂いて、問題がなければ、こちらで通しております。

押田勝巳委員 分かりました。

中村会長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

中村会長 では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第1号 農地法第5条の規定による転用許可申請について、採決を行います。

許可相当意見を付して県に進達することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

中村会長 賛成全員です。

議案第1号 農地法第5条の規定による転用許可申請について、許可相当意見を付して県に進達することに可決いたします。

それでは、報告事項に入らせていただきます。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局 それでは、3ページを御覧ください。

報告第1号 専決処分について。

下記のとおり、白井市農業委員会事務局規程第6条第7項の規定により専決処分したので、これを報告いたします。

令和8年8月6日提出。

白井市農業委員会会長、中村教雄。

4ページを御覧ください。

①農地法第3条の3第1項の規定による届出でございます。

続いて、5ページを御覧ください。

②農地法第5条第1項第6号の規定による届出受理の取下願でございます。

次に、③農地法第4条第1項第7号の規定による届出でございます。

次に、④農地法第5条第1項第6号の規定による届出でございます。

続いて、6ページから7ページにかけて御覧ください。

⑤農地法第43条第1項の規定による届出でございます。

次に、⑥農地法施行規則第29条第1号に関する農地転用の届出でございます。

専決処分については、以上でございます。

続きまして、表紙に戻っていただきます。

4、報告・協議事項等の（2）その他で、9月の事前審査会、総会の日程について申し上げます。

申請の受付締切りが8月24日月曜日、事前審査会が9月1日火曜日、担当は第2班になります。

午前9時から、本庁舎2階災害対策室2になります。

総会が9月8日火曜日午後4時から、本庁舎2階災害対策室2・3になります。

以上でございます。

中 村 会 長 本日の議題については、全て終了しました。

慎重なる審議を賜り、ありがとうございました。

委員会会議の顛末を記録し署名捺印する。

白井市農業委員会会長

白井市農業委員会議事録署名人

白井市農業委員会議事録署名人